

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 国立研究開発法人国立循環器病研究センターを公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号の法人とすること。（本則関係）

第二 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。（附則関係）